

森林法に基づく
林地開発許可制度の解説

平成8年11月

広島県林務部

目 次

◎ 林地開発許可申請にあたって	
○ 林地開発許可制度とは	1
○ 林地開発関係事務手続き図	3
◎ 林地開発許可申請書等の様式及び記載例	
○ 林地開発許可申請書等の作成上の留意事項	5
○ 申請書及び添付図書の規格等	6
○ 林地開発許可申請に必要な書類及び編さん	7
◎ 林地開発行為の実施にあたって	
○ 林地開発許可を受けた後の留意事項	27
○ 林地開発許可に係る届出書等の様式	28
◎ 林地開発許可関係法規抜粋	
○ 森林法（抄）	35
○ 森林法施行令（抄）	38
○ 森林法施行規則（抄）	39
○ 森林法に基づく民有林における開発行為の許可に 関する規則（抄）	41

林地開発許可申請にあたって

林 地 開 発 許 可 制 度 と は

この制度は、保安林以外の森林であっても国民生活の安定と地域社会の健全な発展に大きな役割を有していることから、森林の土地開発を行うときには、これらの役割を阻害しないよう適正な利用をすることを目的に定められました。

森林の開発をするには知事の許可が必要となり、制限の概要は、次のとおりです。

1 許可の対象となる森林

許可の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づく地域森林計画の対象となっている民有林です。

ただし、森林法第25条並びに第41条に基づく保安林並びに保安施設地区及び海岸法に基づく海岸保全区域内の森林は除かれます。

また、保安林・保安施設地区以外であっても、次の森林における開発行為は極力避けるようにしてください。

- (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- (3) 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
- (4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

なお、ほとんどすべての民有林が地域森林計画の対象となっています。

開発計画の場所が許可の対象となるかどうかについては、関係農林事務所林務（第一）課へ問い合わせてください。

2 許可を受けなければならない開発行為

この許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為」で、①道路だけをつくる場合は、幅員が3メートル（路肩部分及び屈曲部、待避所等の拡幅部分を除く。）を越え、かつ、その開発面積が1ヘクタールを越えるもの、②その他の場合は、その 開発面積が1ヘクタールを越えるものです。

3 許可制の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制の適用外とされています。

ただし、(1)及び(3)の場合は、開発行為に着手する前（他法令の許可等の申請と同時に）に知事とその開発行為について連絡調整（協議）してください。

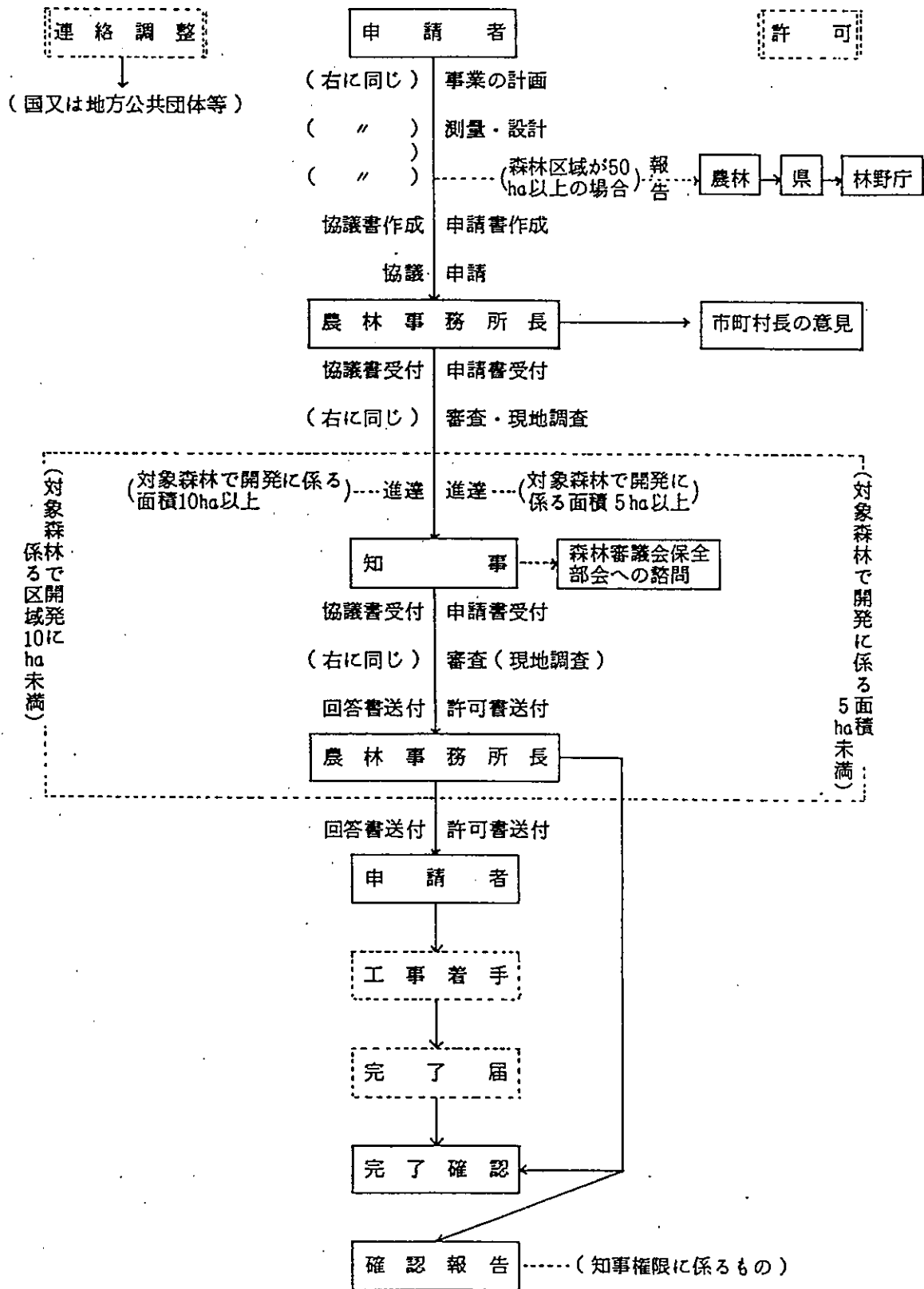
- (1) 国又は地方公共団体が行う場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

4 許可の基準

開発行為が次の4つの基準にすべてにあてはまると認められたとき許可されることになります。

- (1) 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させる恐れがないこと。
- (2) 森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、水害を発生させるおそれがないこと。
- (3) 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。
- (4) 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

林地開発関係事務手続き図



林業振興法（昭和四十四年法律第百一十号）の施行規則

（林業振興法（昭和四十四年法律第百一十号）第三十一条第一項第一号の政令）

（林業振興法（昭和四十四年法律第百一十号）第三十一条第一項第二号の政令）

（林業振興法（昭和四十四年法律第百一十号）第三十一条第一項第三号の政令）

林地開発許可申請書等の様式及び記載例

（林業振興法（昭和四十四年法律第百一十号）第三十一条第一項第四号の政令）

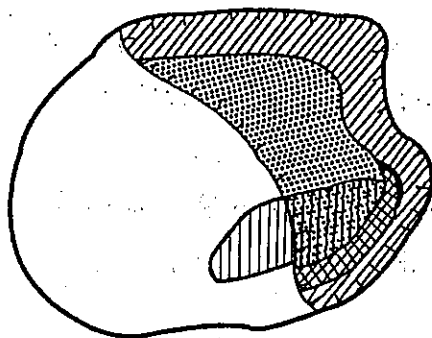


林業振興法
第三十一条第一項
第四号の政令
施行規則

林地開発許可申請書等の作成上の留意事項

1. 林地開発許可申請書等の作成は、原則として次に示す「申請書等の様式及び記載例」により作成してください。
2. 「様式及び記載例」等に使用されている主な用語の意味は、次のとおりです。
 - (1) 「開発区域」とは、開発行為をしようとする土地の区域のことをいいます。
 - (2) 「開発行為をしようとする森林」とは、開発行為に係る森林及び残置する森林のことをいいます。（即ち開発区域に含まれる森林のことです）
 - (3) 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質の変更等（即ち開発行為）を行う森林のことをいいます。
 - (4) 「残置する森林」とは、土地の形質の変更等を行わないで保全される森林のことをいいます。
 - (5) 「造成森林又は造成緑地」とは、土地の形質の変更等を行った後に新たに造成される森林又は緑地のことをいいます。
 - (6) 「残置森林率」とは、残置する森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合です。
 - (7) 「森林率」とは、残置する森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切工面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

（参 考）



- 事業区域
- ▨ 開発行為をしようとする森林の区域
- ▩ 開発行為に係る森林の区域
- ▬ 残置する森林（16年生以上）
- ▮ 残置する森林（15年生以下）
- ▧ 造成森林

申請書及び添付図書の規格等

2. 申請書等は、次の図に示すとおり編冊すること。

また、添付資料には見出し等を付けること。

[illegible]

林地開発許可申請に必要な書類及び編さん

(○連絡調整(協議), (●)省略可)

区 分		有 無	摘 要
目 次			口取をする。書類はひも綴りとする。
1	申 請 書 (様式) (協議書)		
2	誓 約 書		別紙 1
③	現 況 写 真		全景 1 葉を原則とする。
④	森林の地番等一覧表		別紙 2
(⑤)	その他土地の地番等一覧表		別紙 3
⑥	事 業 計 画 書		別紙 4
○	転用面積の限度性		目的実現のため必要最小限度であることについて記載。
○	資 金 計 画		別紙 5
	事業等に要する経費の内訳等		別紙 6
○	工 事 の 工 程		別紙 7
	転用後の用途別面積		別紙 8
	土 量 総 括 表		別紙 9
○	関係法令の許認可状況		別紙 9 許認可申請書の(写)を含む。
○	防災、水源の確保、環境保全 についての考え方等		別紙 9
⑦	残地森林等緑地の維持管理		別紙10又は地方公共団体との保全に関する協定。
8	施工同意書(様式)		
	申請森林の所有者等の同意		様式によること。印鑑証明添付。(別紙11)
	その他の土地所有者等の同意		様式によることを原則とするが、関係法令に添付の同意書の写しでもよい。
	隣接土地所有者等の同意		
	地域住民等受益者の同意		
9	法人登記簿謄本等		
10	土地登記簿謄本等		
11	各 種 計 算 書		施設安定計算書は建設省タイプの構造物の場合は、それを示す書類の添付にかえることができる。
12	そ の 他 必 要 書 類		

区 分		有 無	摘 要
目 次			
①	位 置 図		土地利用制限、受益範囲を明示する。
②	区 域 図		開発しようとする区域・開発に係る区域を明示し、森林とその他の土地を区分する。
③	現 況 平 面 図		開発法令の適用位置を明示する。 区域図を地形図で表示する場合は省略できる。
④	利用計画平面図(兼) 残置森林等緑地配置図		
⑤	計 画 平 面 図(兼) 施 設 配 置 図		主要施設(よう壁、幹線水路、沈砂池等)について記号、種類、規模、員数等を示す。
6	縦 断 面 図		
7	横 断 面 図		
8	構 造 図		
⑨	定 規 図		切土、盛土の最大法面部に係る地質又は土質、勾配、擁壁及び法面保護施設並びに現地盤線を示す。
10	その他必要な図面		
	集 水 区 域 図		集水区分、面積等を示す。
	雨水排水計画平面図		5図に詳細に示されている場合は省略できる。 計算に用いる検討地点・施設の位置、種類、規模、員数、計画縦断勾配等を示す。 沈砂池、調整池については、容量を示す。
	防 災 計 画 平 面 図		
	構 造 図		8図で詳細に示されている場合は省略できる。
	運 土 計 画 図		
	丈 量 図		開発に係る森林区域 残置森林等緑地区域(残置森林・造成森林・造成緑地・法面)
○	そ の 他		調整池、河川改修等に係る平面図等

林地開発許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 殿

住 所

申請者氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 町
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2. 提出部数

開発行為に係る森林の土地の面積が5ha以下のときは、正1部、副1部、その他のときは、正1部、副2部。

連絡調整

平成 年 月 日

殿

(開発行為者)

住所

機 関 名

代表者氏名

次のとおり、林地開発行為をしたいので、協議します。

開発行為の 目 的				許可制の適用が ない根拠法令等							
開発行為に係る 森林の所在場所											
開発区域の 土地の現況		山 林	保安林	原 野	田	畑	宅 地				合 計
											ha
開発区域のうち 森林部分の面積		開発行為をしようとする森林 (残置森林を含む)				ha					
		開発行為に係る森林 (上記のうち土地の形質) (を変更する森林の部分)				ha					
事業計画 の概要	開発区域 の土地利 用計画 内 訳	開発後の用地区分		面 積		百分率%		摘 要			
	合 計		ha		%						
施行に要する時間		年 月 日から		設計施工							
		年 月 日まで		(予定業者)							

提出部数

開発行為に係る森林の面積が10ha未満のときは、1部、その他のときは2部。

別紙 1

(例)

誓 約 書

平成 年 月 日

広島県知事 殿

申請者

住 所

氏 名



〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番地ほか〇〇筆地に〇〇〇〇事業を実施するに当たり、別紙事業計画書のとおり施行することは勿論、工事中及び工事完成後において、隣接地等に被害を与えた場合は、その損害に対し補償すると共に、完全に復旧することを誓約します。

また、許可を受けた後は、遅滞なく申請に係る開発行為を実施します。

※ (四) 用紙の大きさは、日本工業規格B列4とする。
林班の欄は記入しないこと。

開発区域一覧表（その他） 申請者 市町村 ※整理番号 枚中

[illegible]

事業計画書

事 項		内 容	
申 請 者	住 所		
	氏 名		
工事施行者	住 所		
	氏 名		
事業及び施設の名称			
森 林 の 所 在		市 郡 町 村 大字 字 地番 ほか 筆	
全 体 計 画 面 積	地 目	面 積	
	山 林		
	保 安 林		
	原 野		
	田		
	畑		
	そ の 他		
	計		
事 業 内 容		別紙事業概要書のとおり	
事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地		1 残置森林率又は森林率 例 (残置森林率) $\frac{\text{残置する森林} 〇.〇〇〇〇 \text{ha}}{\text{開発行為をしようとする森林} 〇.〇〇〇〇 \text{ha}} \times 100 = 〇.〇〇 \%$ 2 造成森林又は造成緑地の造成方法	

- 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載する。
- 「造成森林又は造成緑地の造成方法」は、植栽する樹種、本数、植栽密度等について具体的に記載すること。別紙に記述してもよい。
- 「残置森林率」及び「森林率」については、「林地開発許可申請書等の作成上の留意事項」を参照してください。

1. 事業概要

(1) 事業規模

※宅地造成の場合は、計画戸数・区画平均面積・計画人口・計画人口算出基準

(2) 造成計画

① 整地計画

※土工バランスの考え方・現地形、排水計画等を考慮した造成形状である旨を示す。

② 道路計画

ア 計画区域内道路

※計画内容及び完了後の帰属先を示す。

イ 区域外の既存道路との接続

※里道等との接続についても示す。

③ 公園計画

※計画内容及び帰属先を示す。

④ 公益施設計画

※設置を必要とする基準を示す。

⑤ 給水計画

※転用後の事業活動に必要な用水区分及び必要給水量（t／日）・給水源・同意状況を示す。

⑥ 排水計画

ア 雨水排水

※総括的に放流先河川を含む排水系統を示し、設置・改修・廃止・付替する河川の概要及び、完了後の帰属先を示す。

イ 汚水排水

総括的に排水系統を示し、処理能力・放流する水質基準・完了後の帰属先を示す。

⑦ 計画地及び周辺域の利害関係者との調整状況

ア 市民組織

イ 農業関係水利組織

（数量表示も必要）

ウ その他水利組織

エ その他

地域住民等受益者の同意について記載。

2. 転用面積の限度性

※計画規模を必要限度とした根拠を示す。

別紙5

事業に要する経費及び資金の調達方法

(1) 事業に要する経費

(例) 土石の採掘の場合

項 目	経 費	備 考
用 地 費	冊	
採 掘 経 費		
防災施設工事費		
諸 経 費		
計		

(例) その他の場合

項 目	経 費	備 考
用 地 費	冊	
土 木 工 事 費		
防災施設工事費		
建 築 工 事 費		
諸 経 費		
計		

(2) 資金の調達方法

資 金 総 額	資 金 の 調 達 方 法		
	種 類	金 額	備 考
冊	自 己 資 金	〇〇〇〇 冊	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇 〇 補 助 金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
	銀 行 融 資	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
	製 品 売 上 金	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

(注) 。「事業に要する経費」のうち「用地費」は、賃借権のときは、申請に係る期間の代金を「経費」欄に、又「備考」欄に「賃借料」と記載すること。

。 「資金の調達方法」の「備考」欄は、例えば「資料№〇（残高証明書、〇〇補助金交付決定通知書、〇〇銀行融資証明書、……）のとおり」、又、土石の採掘の場合で製品売上金のときは、「資料№〇（製品売上予定表）のとおり」等とそれぞれの欄に記載すること。

なお、補助金、助成金等で交付決定通知がない場合は、その交付申請書及びその交付事務を担当する機関名（部、課、係名及び電話番号）等を記載した書類を添付すること。

別紙 6

事業等に要する経費の内訳

(例)

大項目	項目		数量	規格・構造	単価 円	金額 円	備	考
	中項目	小項目						
工事費	準備工	伐開、除根	40000.0 m ²					
		伐採	22990.0 m ²					
		段取り	9480.0 m ²					
		小計						
	盤地工	切土 (軟岩)	62720.0 m ²					
		切土 (土砂)	2713290.0 m ²					
		盛土	2776010.0 m ²					
		小計						
	道路工	補助幹線	1204.0 m					
		管理用道路	557.0 m					
		取付道路	371.0 m					
		階段	1.0 式					
工事費	法面工	種子吹付 (切土部)	45375.0 m ²					
	その他							
	計							
	調査設計費							
	用地費							
総工事費								

別紙 7

工事の工程

工種	工程	着工	30日目	60日目	90日目	120日目	150日目	180日目
伐	開							
防	細 柵 工							
災	沈 砂 池	No. 1		No. 2		No. 3		
工	暗 き よ	No. 1		No. 2		No. 3		
よ	う 壁	No. 1	No. 2	No. 3		No. 4		
土	(切 取 ・ 盛 土)							

- (注) 1. 防災工事、本工事に先行する代替施設から着工するような工程とすること。
2. 主要な施設には、施設番号を付し、その施設の工場の工程を明らかにすること。
5. 残土処分地についても、工事工程を明らかにすること。

別紙 8

転用後の用途別面積

用地の 現況 転用 後の用途	森 林	〇 〇 〇	〇 〇 〇	計	比 率
〇 〇 〇 〇	ha	ha	ha	ha	%
〇 〇 〇 〇					
小 計					
残 置 森 林					
合 計					
比 率(%)					100

(注) 「転用後の土地の利用関係(面積)」は、次により記載すること。

- (1) 「用途の現況」は、森林、原野、農地、宅地、水路、道路、既採掘地等に区分すること。
- (2) 「転用後の用途」は、宅地敷、道路敷、水路敷、法面敷、公園、広場、造成緑地、残置森林等に、又、土石の採掘の場合は、採掘平場、採掘法面、残壁、プラント用地、資材置場、造成緑地、残置森林等に区分すること。
- (3) 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載すること。

別紙 9

土量総括表

区 分	切 土	盛 土		捨 土	備 考
		切土転用	不足土		
全 体 土 量					

捨土の処理方法

そ の 他

(注) 「土量計算」については、計算書等、根拠となる資料を添付すること。

「捨土の処理方法」は、図面（位置図、防災等計画平面図、断面図等）及び写真を添付し、説明するとともに、選定理由、埋立後の利用計画等についても記載すること。

「その他」は、開発目的が土石の採掘の場合は、①採取する岩石の種類、②採掘の方法等について記載すること。

7. 他の法令等の許認可の状況

区 分	法令等の名称	申請等年月日	許可等年月日	備 考

8. 防災・水源の確保・環境保全についての考え方等

(1) 計画地及びその周辺の状況

① 位置及び産業等土地利用

例 計画地は〇道〇〇線の〇側で〇〇町の〇〇部に位置する。当該地及び周辺は農業を中心とする地域で、農業振興地域の農用地区域に指定されている。昭和〇〇年に、土地改良事業による基盤整備がなされた地区で、特に〇〇の生産が大きなウエイトを占める。計画地に最も接近する集落は、下流〇〇mに位置する〇〇地区の〇〇戸である。

また、計画地からの雨水は、普通河川〇〇川を経て〇〇水系〇級河川〇〇川へ注ぐもので、下流〇〇kmには、中国電力㈱管理の発電用〇〇貯水池があり、下流〇〇mからは漁業権設定河川となっている。

※都市的利用の場合は、都市計画法上の位置付け、周辺土地利用の進行経過、都市基盤の整備状況等を示す。

② 地形・地質

図 ○○地形をなし、山腹傾斜は○○～○○度で比較的緩く、標高は○○m～○○m程度の○○向斜面である。地質は○○岩で構成され、土壌は○○である。

③ 林 況

図 ○○を主林木とする天然○○樹林が殆どを占め、林齢は○○～○○年で、下層植生は○○等のかん木、○○シダである。局所的には、アカマツ大径木がみられるが、優良人工造林はみられない。

(2) 転用による防災対策

① 工事中の対策

〔概 要〕

図 工事中の雨水及び流出土砂は、造成工事開始以前に盛土部の下流へ、仮設えん堤及び調整池を先行設置し、地区外への雨水流出抑制及び土砂流出防止に万全を講ずるものである。

ア 水の処理

※表面雨水・地下排水・降雨期の工事施行・応急処理材・濁水等の監視体制について示す。

イ 土砂流出防止

※貯砂施設及びその容量根拠・設置時期・箇所・土工事のバランス・高盛土箇所のスベリ防止策・法面整形・緑化時期等を総括的に示す。

② 転用後の対策

〔概 要〕

図 区域内の雨水は、○渠により、防災調整池に集水し、洪水調節を行い、○○河川○○川に放流する。（※背後残流域がある場合は、その処理についても示す。）工事完成後流出土砂は、軽微なものと思われるが、各集水桝及び防災調整池に堆砂する。

ア 水の処理

※水理計算根拠・施設の安全率・調整池の調整能力等について総括的に示す。

イ 土砂の流出防止

※施設の容量根拠・維持管理方法・その他流出土砂抑制上の配慮について総括的に示す。
また、法面工法について次表を添付する。

(例)

		切 土 法 面	盛 土 法 面
小 段	垂 直 高		
	5メートル以内ごと	1メートル	1.5メートル
	15メートル以内ごと	3メートル	3メートル
法 面 勾 配		地上5mまでブロック積 5m～10mまで45° 10m以上35°	法尻をコンクリート擁壁で覆い、 それ以上のがけ面は30°
法面の最大高さ		33メートル	38メートル
法面の箇所数		9箇所	9箇所
法面の排水方法		小段には横排水としてフリーム250を入れ30m～50mごとに 堅排水としてフリーム300を設置し、法尻に導き河川、水路に 接続する。	
法面の保護方法		地上高5mまでは擁壁で覆い、 それ以上の法面種子吹付工を標 準とし地山の状況により、工法 を選定する。	法尻はコンクリート擁壁等で覆 い全法高の1/3までは法枠工 と、種子吹付工を併用し、それ 以上は、種子吹付工とする。
法尻の構造物		コンクリートブロック積擁壁 ($11 \leq 5m$)	重力式コンクリート擁壁 ($11 \leq 5m$) 逆T型擁壁($11 \leq 7.5m$) 扶壁式擁壁($11 \leq 12.5m$)

(3) 水源の確保

① 区域周辺の飲用水について

図 区域周辺の既存民家の飲用水の水源は計画区域内ではないが、井戸水に頼っている状況であることから造成事業に起因して、水かれ等の被害が発生した場合は造成主が全責任を負い補償等善意をもって対処することで、地域住民の合意を得ている。

② 農業用水の確保

図 当該地下流の〇〇haの農地は、計画地流域を水源としていることから、利用状況を充分調査し関係者と充分協議した上で周辺農地及び下流域の利水に障害を生じないように配慮し、造

成期間中においても仮設付替水路の整備をし、本付替水路は、造成地中心部を縦断する〇〇河川上流部より取水し途中に分水峠を設けて既存用水路へ誘導接続する。なお、本付替については地元利害関係者の同意を得て計画しているが詳細については充分協議し実施する。なお、これに必要な水量は〇〇t／日と想定される。

(4) 環境の保全

① 残存森林の配置

図 計画地南側に養鶏施設があり、これに対する騒音防止等の配慮から当該位置に重点配置したもので、区域内に残置した森林等緑地の面積は開発行為をしようとする森林面積の〇〇％を確保している。また、当該計画は地域住民の合意を得ている。

② 法面等の緑地化

図 裸地面を早期に緑化するため法面整形後は、種子吹付、筋芝工等による緑化工を施行する。

(5) そ の 他

① 下流水域への濁水放流防止対策

※防止施設・工事工程・応急資材の配備・監視体制について示す。

② 工事中の騒音、塵埃、交通障害対策

残置する森林等の管理に関する誓約書

平成 年 月 日

広島県知事 殿

住 所

氏 名

次の残置する森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

残置する森林又は造成する森林又は緑地の区域及び面積

(1) 区 域 林地開発許可申請書に添付した利用計画平面図のとおり

(2) 面 積 00.000 ha

記

(残置する森林等の保存)

1. 残置する森林等は、他の目的には転用しません。

(地域森林計画の遵守)

2. 残置する森林等が森林法(昭和26年法律第249号)第5条の規定による地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

(補植等の実施)

3. 残置する森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

(保育管理の実施)

4. 残置する森林等のうち、下刈、つる切、除伐、間伐、施肥等を必要とする箇所及び回復緑地については、適切な保育管理を行います。

(立木の伐採)

5. 残置する森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所及び伐採面積をあらかじめ関係事務所に届け出て、その承認を受けます。

(誓約事項の承継)

6. 残置する森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

開発行為施行同意書

平成 年 月 日

開発許可申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

上記の者が森林法の規定による許可を受けて開発行為を施行することについて、次のとおり同意します。

物件の 種 別	物件の所在 及び地番	地目又は 工作物等 の種類	地積又は工 作物等の規 模、用途等	権利の 種 類	同 意 年月日	権利者の住 所及び氏名 又は名称	印

中 間 省 略

- (注) 1 物件の種別の欄には、土地、工作物及びその他に区分し記入すること。
 2 権利の種類欄には、所有権、地上権等の種類を記入すること。
 3 印の欄には、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印すること。
 4 共有等の場合には、別紙に共有者等名簿を添付して、それぞれ押印すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

林地開発行為の実施にあたって

林地開発許可を受けた後の留意事項

林地開発許可には、次の届出、報告等をするように条件が付けられていますので、十分留意して実施してください。

（着手届）

1. 林地開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手するときは、速やかに着手届（様式第6号）を提出してください。

（標識の設置）

2. 許可を受けた開発行為に着手するときは、当該開発行為地の見やすい場所に林地開発行為許可済の標識（様式第2号）を必ず設置してください。

（施行状況報告書）

3. 許可を受けた開発行為に関する工事の施行期間が6月を超えるものは、当該工事に着手した日から6月ごとに中間施行状況報告書（様式第7号）を提出してください。

（完了届）

4. 開発行為が完了したときは、速やかに工事完了届出書（様式第8号）を提出してください。

（許可に係る事項の変更）

5. 許可にかかる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ協議し、林地開発変更許可申請書（様式第3号）、又は、林地開発許可変更届出書（様式第4号）を提出して許可等を受けてください。

（中止又は廃止届）

6. 開発行為を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ協議し、開発区域内及び周辺の地域に災害等が発生しないように必要な措置等を講ずるとともに工事中止（又は廃止）届出書（様式第9号）を提出してください。

（災害発生報告）

7. 開発行為の施行中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに林地開発行為に係る災害発生状況報告書（様式第11号）を提出してください。

（地位承継届）

8. 開発行為の許可を受けた者の当該許可に基づく地位を承継した者は、地位承継後、速やかに地位承継届出書（様式第10号）を提出してください。

（その他）

9. 開発行為は、えん堤、沈砂池等の施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで実施してください。

様式第2号(第4条関係)

林地開発行為許可済標識

100 cm		508		5001	
林地		開発許可済		標識	
許可を受けた事項	森林法第10条の2に基づく開発行為の許可				
許可年月日及び番号	指令	年	月	日	号
許可をした者の職氏名					
開発行為と一体をなす事業の名称及び目的					
許可を受けた者の住所及び氏名	(電話)				
工事施行者の住所及び氏名	(電話)				
現場管理者の住所及び氏名	(電話)				
工事予定期間	自	年	年	月	日

(注) 開発行為の区域の略図は、現在位置及び周辺の道路等を含めた略図とすること。

様式第3号

林地開発許可変更申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、許可を受けた事項を変更したいので、申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発区域の場所	
変更の内容	
変更の理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

林地開発許可変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、許可事項を変更したいので、森林法に基づき民有林の開発行為の許可に関する規則第6条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発区域の場所	
変更の内容	
変更の理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号

住所等変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更したので、森林法に基づき民有林における開発行為の許可に関する規則第7条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
変更した事項	(開発許可を受けた者)の(住所) (工事施行者)の(氏名)
新	
旧	

- (印) 1. 不要の文字は、消すこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号

工事着手届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為に関する工事に着手(再着手)するので、森林法に基づき民有林における開発行為の許可に関する規則第8条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発区域の場所	
着手又は再着手 予定年月日	
工事施行者の 住所及び氏名	(電話)
現場管理者の 住所及び氏名	(電話)

- (印) 1. 不要の文字は、消すこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

工事の中間施行状況報告書

年 月 日

殿

報告者 住所

氏 名

(印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為に関する工事の中間施行状況を、森林法に基づく民
有林における開発行為の許可に関する規則第9条の規定によって報告しま
す。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令	第	号
開発区域の場所						
報告事項	に因りて工事(中)に					
進捗状況 (規則第9条第2項 によって報告する場 合は記載を要しない)	設 計		出 来 高		進捗率 (%)	
	工 種	数 量	工 種	数 量		

- (印) 1. 報告事項欄は、「第 回定期報告(年 月 日から 年 月
日まで)」又は、「報告する工程を記載すること。」
2. 不要の文字は、消すこと。(年 月)
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号

工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏 名

(印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり工事が完了したので、森林法に基づく民有林における開発行
為の許可に関する規則第11条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令	第	号
開発区域の場所						
完了した工事						
完了年月日						

- (印) 1. 完了した工事欄は「開発行為に関する工事」又は、「〇〇農林事
務所長が〇月〇日付け指令〇〇第〇〇〇号で指示した工事」等と記
載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 9 号

工事（中止・廃止）届出書

殿

届出者 住 所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為に関する工事を（中止・廃止）したので、森林法に基づき民有林における開発行為の許可に関する規則第12条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令	第	号
開発区域の場所						
中止又は廃止年月日						
中止又は廃止の理由						
中止の場合は再着手 予 定 年 月 日						

- (注) 1. 不要の文字は、消すこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 10 号

開発許可に基づく地位承継届出書

殿

届出者 住 所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発許可を受けた者が有していた開発許可に基づき地位を承継したので、森林法に基づき民有林の開発行為の許可に関する規則第13条の規定によって届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令	第	号
開発区域の場所						
許可を受けた者（被 承継者）の住所及び 氏名						
承 継 年 月 日						
承 継 の 原 因						

- (注) 1. 許可を受けた者（被承継者）が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び氏名を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

災害発生状況報告書

年 月 日
殿

報告者 住所

氏 名 (印)

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり災害が発生したので、森林法に基づき民有林の開発行為の許可に関する規則第14条の規定によって報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
開発区域の場所		
災害発生年月日		
災害発生場所		
災害発生原因及び 災害の状況		

被害の状況	
災害 緊急対策	
災害 恒久対策	
備 考	

- (註) 1. 災害の状況については、その状況を明らかにした平面図及び断面図の略図並びに写真を添付すること。
2. 復旧に必要な計画図及び図面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。